

公益社団法人福岡県介護福祉士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県介護福祉士会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、福岡県福岡市に置く。

2 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、介護福祉士の職能団体として、介護福祉の向上のための事業を展開することによって、県民に対し介護に関する理解と知識の普及を図り、また、要介護者・その家族・地域等を支援するとともに、介護福祉士の専門性の確立を目指し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、前条の公益目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 介護福祉の向上のための調査・研究事業
- (2) 県民への介護福祉に関わる情報提供及び啓発事業
- (3) 介護従事者等に対する相談・研修等事業
- (4) 介護を必要とする者等の自立を支援するための事業

(その他の事業)

第5条 本会は、前条に挙げる公益目的事業の推進を目的とし、かつ、公益目的事業の運営に支障を及ぼすおそれがない場合に限り、その他の事業を行うことができる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士であって、本会の目的に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員または賛助会員となろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 本会が解散したとき
- (5) 3年以上会費を滞納したとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 総会員が同意したとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、未履行の義務が無ければ、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、除名することができる。この場合、その会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員、顧問及び事務局

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。
- 3 前項のうち、会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長をもって一般法上の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、必要に応じて専務理事を置くことができる。専務理事をもって一般法上の業務執行理事とする。
- 5 副会長と専務理事の合計は5名以内とする。
- 6 会長、副会長及び専務理事をもって一般法第91条に定める業務の執行にあたる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、これを遅滞なく社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の場合において必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補充又は増員により選任された役員（増員により選任された監事を除く。）の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 理事及び監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(理事及び監事の解任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、一般法の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、一般法の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法上で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第21条 本会に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、本会において功績のある会長経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長及び顧問の職務は、本会の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 社員総会

(種別)

第23条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第24条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第25条 社員総会は、次に挙げる事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (4) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第26条 定時社員総会は、年に1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 社員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 社員総会の議長及び副議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(決議)

第29条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、一般法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って行う。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 社員総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び予算（補正予算を含む）の承認
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任
- (7) 一般法上に規定する損害賠償責任の一部免除

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第16条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第15条第3項の規定による報告については、適用しない。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(議事録)

第42条 理事会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 前項の議事録には、理事会に出席した会長及び監事が署名押印をしなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第43条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第44条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(基金)

第45条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、福岡県知事に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、第1号から第4号の書類については監事の作成した監査報告を添付して、毎事業年度終了後3か月以内に社員総会の承認を受け、福岡県知事に提出しなければならない。

- (1) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告
- (3) (1)(2)の付属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿
- (7) 役員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (8) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 貸借対照表は、社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第50条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 本会が合併するときには、福岡県知事に対して、あらかじめ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）に規定する届出をし、または認定法に規定する認可を受けたうえで、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、決議をしなければならない。

(解散)

第53条 本会は一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第8章 公告

(公告)

第56条 本会の公告は電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

2 本会の最初の会長は因利恵とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。